京都市長様

京都市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 市 川 正 人 (事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成24年12月28日付け南福護第202号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

保護経過記録票の個人情報一部開示決定についての異議申立てに対する決定(諮問個第 17号)

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報一部開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成23年10月11日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例 (以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、「保健福祉局生活福祉部地域福祉 課が平成22年6月29日付けで京都市南福祉事務所に対して行なった指示について、京都 市南福祉事務所保護課が保健福祉局生活福祉部地域福祉課に対して提出した文書」の開示請 求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、平成23年10日26日付け不存在による非開示決定(以下「当初処分」という。)を行ったが、これに対して、異議申立人が平成23年12月21日付けで異議申立てを行ったため、当審査会に諮問を行い、当審査会の平成24年9月13日付け答申個第9号を受け、当初処分を取り消したうえで、改めて「保護経過記録票(京都市生活保護法施行細則第3条第1項第4号)。ただし、平成15年8月22日から平成22年6月3日までの保健福祉局生活福祉部地域福祉課へ提出した保護経過記録票。」(以下「本件公文書」という。)を特定したうえ、個人情報一部開示決定(以下「本件処分」という。)をし、平成24年10月5日付けで、その旨及び非開示の理由を次のとおり異議申立人に通知した。

「関係者からの情報提供に係る記載部分については, 「開示することにより当該関係者からのプライバシーを侵害するおそれがあるとともに, 当該関係者との信頼関係を損ない, 今後の処遇判断に必要な情報を収集できなくなるなど, 生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」(条例第16条第2号及び第7号に該当。)

「関係機関等からの情報提供に係る記載部分及び当該発言を行った関係機関の担当者の氏名については、開示することにより、当該関係機関等との信頼関係を損ない、今後の処遇判断に必要な情報を収集できなくなるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」(条例第16条第7号に該当。)

(3) 異議申立人は、平成24年12月4日付で、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報開示決定通知書,理由説明書及び審査会での職員の説明によると,実施機関の主張は,おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 生活保護事務について

生活保護事務は、生活保護法(以下「法」という。)に基づき、「生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的」(法第1条)として実施される。

保護は、「利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ」(法第4条第1項)、また、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」(法第8条)とされている。

したがって、生活保護事務の実施においては、要保護者の需要及びその資産・収入を正確に把握することが必要である。このため、要保護者の自主的な申告に加え、「資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、…雇主その他の関係人」といった要保護者以外の第三者に対して調査を行う(法第29条)ことが欠かせない。

また、「自立の助長」(その人らしく自己決定し、社会に適応することの支援)という法の目的を達成するためには、医療機関をはじめとした関係機関から、要保護者の身体状況等に係る情報を得ることが欠かせない。これらの情報は、(働いて収入を得る)能力や身体的・社会的な自立の可能性を客観的に評価し、「被保護者に対して、生活の維持、向上、その他保護の目的達成に必要な指導又は指示」(法第27条第1項)を適切に行うに当たっての基礎資料となるものである。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書の概要

本件公文書は、京都市生活保護法施行細則第3条第1項第4号の規定に基づき、被保護者ごとに作成される記録であり、被保護者への指導等が継続的に行われるために活用され、その保護の要否や程度の決定(金銭や現物により保護を給付する行政処分決定)内容や決定の根拠が記載されている文書である。

本件公文書には、異議申立人の生活歴、保護の要否及び程度の決定(金銭や現物により保護を給付する行政処分決定)内容や決定の根拠、支援の方針及び経過、異議申立人との面談記録、医療機関をはじめ関係機関や第三者から提供を受けた情報、実施機関内における審議・過程の内容等が時系列に記録されている。

イ 条例第16条第2号該当性について

(ア) 関係者からの情報提供について

異議申立人に係る関係者からの意見については、開示することにより、本来、知られることのない関係者の内心の情報を異議申立人に知られることとなり、開示すること

により当該関係者のプライバシーを侵害するおそれがある。

- ウ 条例第16条第7号該当性について
 - (ア) 関係者からの情報提供について

関係者からの情報提供のうち非開示とした部分については、関係者が実施機関に対して、異議申立人との関係について内心を率直に表したものである。

そのような部分を開示すると、実施機関と関係者との信頼関係を損ない、今後、実施機関が当該関係者から保護の実施に必要な情報を収集することが困難となり、適切な生活保護事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 関係機関からの情報提供について

関係機関からの情報提供のうち非開示とした部分については、関係機関等が、主観的要素を交えた異議申立人に係る評価や関係者との面談内容を、外部に開示しないことを前提として、関係機関の任意の協力により得られた情報である。

そのような部分を開示すると当該関係機関との信頼関係を損ない、実施機関が当該関係機関から保護の実施に必要な情報を収集することが困難となる。また、異議申立人及び関係者と関係機関等との間に誤解や無用の不信感を生む等、結果として、今後、適切な生活保護事務の実施に必要な情報が関係機関等から得られないこととなり、適切な生活保護事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

- エ なお、平成22年10月7日付けで、同異議申立人が行った開示請求において、本件公文書を含む保護経過記録の個人情報一部開示決定を行っている。この決定処分について不服とした平成23年1月17日付けの異議申立てに対し、平成23年2月9日付けで諮問を行い、当審査会より平成23年10月18日付けで「条例第16条第2号及び第7号に該当する」との答申を得た箇所について非開示とし、本件公文書における本件処分を行ったものである。
- (3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 非開示とした情報について、そもそも異議申立人に係る情報であるので条例第16条第2項に規定した非開示情報に該当しないことは明らかであるが、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かの検討以前に、異議申立人は非開示とした第三者の氏名等を知っている。

非開示とした情報について、異議申立人が知る情報に過ぎず、審査基準における「プライバシーが侵害される」こと自体が成立しないのであるから、条例第16条第2号の規定に基づいて非開示とする根拠がない。

(2) 非開示とした部分は、以下のとおり、開示すべき情報であることは明らかである。

ア 平成18年3月7日付けケース記録

非開示とされている病院の従業員名については、異議申立人が「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であり、また、京都府に対する5件の審査請求の長期化により、今後予測される訴訟等に必要となる「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」である。

イ 平成19年9月18日付けケース記録

異議申立人の長男からの聴取内容がついて記載されているのであるが、異議申立人の知り得るところとなっており非開示とする理由がない。

ウ 平成20年2月12日付けケース記録

医師からの聴取内容は、生活保護停止処分及び廃止処分の審査請求に関係している個人情報であり、当該医師が内容に誤りがあると述べていることから直ちに訂正しなければならない。開示されなければ、訂正請求すらできず、審査請求において不利益を被るので「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する。更に、京都府に対する5件の審査請求の長期化により、今後予測される訴訟等に必要となる「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」でもある。

(3) 実施機関は「当該関係機関等との信頼関係を損ない、今後の処遇判断に必要な情報を収集できなくなる」と主張しているが、そもそも条例第16条第7号アないしオの「次に掲げるおそれ」について規定していないのであるから、条例第16条第7号アないしオの非開示情報に該当しない。

条例第16条第7号に規定される「次に掲げるおそれその他」の定義に「当該関係機関等との信頼関係を損ない、今後の処遇判断に必要な情報を収集できなくなる」ことが該当するか否かが争点となるが、条例第16条第7号アないしオの規定によって具体的に類型化されていることから、「その他」とは条例第16条第7号アないしオの規定では想定できない特段の事情のみに適用される解釈となることは明らかであり、更に生活保護事務について述べるならば一般的な行政事務に過ぎないのであるから「当該関係機関等との信頼関係を損ない、今後の処遇判断に必要な情報を収集できなくなる」ことについて条例第16条第7号の規定に該当しない。

したがって、そもそも条例第16条第7号に規定した「おそれ」の存在を条文構成上も問えないのであるから、個人情報の開示義務を負う。

なお、「支障」の程度は名目的なものであり、また、「おそれ」も法的保護に値する程度の蓋然性もないので、条例第16条第7号に規定した非開示情報に該当しないことは言うまでもない。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、異議申立人に係る平成15年8月22日から平成22年6月3日までの保護経過記録票である。

異議申立人は、平成22年10月7日に、実施機関に対して保護経過記録票(但し面談した際の内容が記録されている部分以外の部分)の個人情報開示請求を行い、これに対し実施機関は平成22年11月17日付け個人情報一部開示決定処分を行った。異議申立人は当該処分について平成23年1月17日に異議申立てを行い、当審査会は実施機関の諮問を受け、平成23年10月18日付けで答申(答申個第2号)を行っている。

(2) 本件処分において、実施機関が非開示とした部分は、上記答申個第2号において非開示が妥当であると判断した部分である。

当審査会としては、答申個第2号において非開示が妥当であるとした判断に変更を加える 特段の理由はないと考える。

- (3) なお、当審査会は、異議申立人が口頭意見陳述を希望したためその機会を3回設けたが、いずれも直前に異議申立人から口頭意見陳述期日変更の申立書が提出され、異議申立人は出席しなかった。当審査会は、本件異議申立てについては、異議申立人の口頭による意見の聴取を行わなくても結論に到達できるため、口頭意見陳述の必要性はないと判断した。
- (4) 以上により, 「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成24年12月28日 諮問(諮問個第17号)

平成25年 1月28日 実施機関からの理由説明書の提出

3月13日 審議(平成24年度第11回会議)

7月10日 審議(平成25年度第3回会議)

8月13日 異議申立人からの意見書の提出

8月14日 審議(平成25年度第4回会議)

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会 第1部会(部会長 市川 正人)